給与支払者　様

豊橋市役所　市民税課

給与支払報告書の提出について

平素より、本市の税務行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度送付いたしました給与支払報告書は、令和９年１月１日時点で豊橋市に住民票を登録している従業員の方について、提出が必要です。次の記載例及び「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁ホームページ掲載）を参照のうえ、作成してください。

給与支払報告書を提出いただく際は、同封の給与支払報告書（総括表）に記載のある「給与支払報告書等の綴じ方について」をご参照ください。

また、送付した給与支払報告書（総括表）を使用しない場合であっても、総括表をミシン目で切り取り、添付のうえご提出ください。

※令和４年分より、個人別明細書の提出は２枚から１枚に変更されました。

【提出期限】　**令和9年2月1日**

※課税事務を円滑に進めるため、令和9年1月18日までの提出にご協力をお願いいたします。

【提 出 先】　〒４４０－８５０１
豊橋市今橋町１番地　豊橋市役所　市民税課　宛

☆個人事業主の方へ
～給与支払報告書提出時のマイナンバー確認について～
個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際には、個人事業主の方の個人番号（マイナンバー）の確認及び身元確認が必要になります。また、郵送する際は必要書類の写しを同封してください。
代理の方が書類を作成し提出する場合は、代理権の確認書類もご提出ください。

※給与所得の源泉徴収票の記載の仕方については、国税庁ホームページをご覧ください。
国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/）

○給与支払報告書（総括表）の書き方（例）

⑨給与支払報告書（総括表）

豊橋市長行　　令和 9 年 1 月 18 日提出

市町村コード	指定番号	種別
232017	40①0000	

（豊橋市提出用）

給与の支払期間	令和 8 年 1 月分から 12 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	1 0 9 8 7 ② 5 4 3 2 1 0 1		
フリガナ	トヨハシカブシキガイシャ	事業種目	事務用品卸
給与支払者の氏名又は名称	豊橋株式会社	受給者総人員	④53 人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同上	報告人員 特別徴収対象者	45 人
フリガナ	トヨハシ シ イマハシチョウイチバンチ	普通徴収対象者（退職者）	6 人
同上の所在地	〒440-0801 豊橋市今③橋町1番地	普通徴収対象者（退職者を除く） ⑤	21 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	甲野　一郎	報告人員の合計	72 人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 甲野　二郎　経理課　給与係（電話 0532－51－2200）	所轄税務署名	豊橋 税務署
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 丙野　三郎（電話 0532－51－2201）	給与の支払方法及びその期日	月給 25日
		納入書の送付	（必要）・不要

総括表に個人別明細書を添えて提出してください。　　提出期限　令和9年2月1日

① **指定番号**▶eLTAX（https://www.lta.go.jp/）をご利用の際は、必ずこの部分に記載されている指定番号を入力してください。

② **給与支払者の個人番号又は法人番号**▶法人番号（個人事業主の方は個人番号）を右詰で記入してください。

③ **所在地**▶印字内容の誤りがありましたら、朱書きで「＝」を引き訂正してください。なお、個人事業主の場合、事業主の方の住所が印字されています。

④ **受給者総人員**▶令和９年１月１日現在の従業員数を記入してください。

⑤ **報告人員**▶特別徴収分仕切紙、普通徴収分仕切紙を参考に記入してください。
※報告人員が０人の場合は、合計欄に０人と記入し提出してください。
（電話連絡可　豊橋市役所市民税課：0532-51-2200）

○給与支払報告書（個人別明細書）の書き方（例）は裏面にあります。

○給与支払報告書（個人別明細書）の書き方（例）

※記載方法が改正される場合がありますので、「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁ホームページ掲載）をご確認ください。

上段※には何も記入しないようお願いします。

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

※		※種別	※整理番号	※
			②	

支払を受ける者	※区分	住所	豊橋市豊橋町１番地 ①	（受給者番号）	１２３－ＡＢＣ
				（個人番号）	０１２３４５６７８９１０ ③
				（役職名）	主査
				氏名 （フリガナ） ヨシダ タロウ	吉田 太郎 ④

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	内 8,764,000円	6,787,600円	5,045,480円	内 0円

（源泉）控除対象配偶者の有無等	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）				16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
		老人	特定	老人	その他	特親		特別	その他	
有 従有	千円	人 従人	人 従人	内 ⑤ 1人 従人	人 従人	⑥ 1人 従人	⑦ 5人	⑧ 内 1人	人	人
	310,000			1 1	3	1	5	1 1		1

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
6-1 千円 550,000	⑨ 内 1,200,000円 885,480	⑩ 120,000円	⑪ 50,000円	⑫ 87,100円

（摘要）⑳
(1) 吉田四太郎、 (2) 吉田九子(年少)
前職分：豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 令和8年3月31日退職
支払金額1,650,000円 社会保険料150,000円 源泉徴収税額20,190円

生命保険料の金額の内訳	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
⑩-1 10,000円	68,742円	82,000円	円	96,000円

住宅借入金等特別控除の額の内訳											
⑫-1	1	居住開始年月日（1回目）	30年	2月	10日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住（特）	住宅借入金等年末残高（1回目）	19,000,000円		
	190,000円	居住開始年月日（2回目）	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）		住宅借入金等年末残高（2回目）	円		

源泉控除対象配偶者	（フリガナ）氏名	区分	個人番号	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額	控除対象扶養親族等	（フリガナ）氏名	区分	個人番号	16歳未満の扶養親族	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
	ヨシダ ハナコ 吉田 花子		９８７６５４３２１０９８	⑭ 1,020,000円	⑮ 18,150円	⑪-1 15,000円	1	ヨシダ イツコ 吉田 五子		５５５５５５５５５５５５	⑬	（1） 444444444444
				基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	2	ヨシダ ムツコ 吉田 六子		６６６６６６６６６６６６		⑬-1
						⑯ 2,000円	3	ヨシダ ナナコ 吉田 七子		７７７７７７７７７７７７		（2） 999999999999
							4	ヨシダ ヤツコ 吉田 八子		８８８８８８８８８８８８		

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生
				⑰					

中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日	元号	年	月	日
	○	8	5	1	⑱	昭和	38	4	23

（市区町村提出用）

支払者	個人番号又は法人番号	１０９８⑲６５４３２１０１（右詰で記載してください。）
	住所（居所）又は所在地	豊橋市今橋町1番地
	氏名又は名称	豊橋 株式会社 （電話）0532-51-2200

⑬ **（源泉・特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族等、16歳未満の扶養親族**▶扶養親族の氏名とフリガナ（フルネーム）、個人番号を必ず記入してください。扶養親族が非居住者の場合の区分については、「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。

⑬-1 **5人目以降の扶養親族**▶個人番号の前に括弧書きの数字を付し、摘要欄（⑳）と対応関係が分かるようにしてください。

① **住所**▶令和９年１月１日現在の住民票に登録してある住所（アパート名等も）を記入してください。

② **受給者番号**▶社員番号など任意の番号を割り当てている場合は記載してください。ただし、以下の文字は使用できません。
, @ ¥ / : * ? " ' | # % ^ ` ~ _ < > [ ] { }（先頭が）.
※eLTAXで提出する場合は、eLTAXの使用文字制限を確認してください。

③ **個人番号**▶従業員・職員（給与の支払いを受ける者）の個人番号を記入してください。

④ **氏名**▶必ずフリガナを記入してください。

⑤ **老人扶養**▶７０歳以上（昭和３２年１月１日以前に生まれた人）の扶養親族の人数を記入してください。
（内：同居老親等の人数、人：同居＋別居の人数）

⑥ **特定親族特別控除の対象となる親族等**▶合計所得62万円超123万円以下である19歳以上23歳未満（平成16年1月2日以降平成20年1月1日以前に生まれた人）の親族等の人数を記入してください。控除額は6-1に記入してください。

⑦ **１６歳未満の扶養親族**▶１６歳未満（平成２３年１月２日以降に生まれた人）の扶養親族の人数を記入してください。
※所得控除対象ではありませんが、必ず記入してください。

⑧ **障害者の数**▶同一生計配偶者や扶養親族のうち障害者控除に該当する人数を記入してください。

⑨ **社会保険料控除**▶枠内の上段に小規模企業共済等掛金、下段に小規模企業共済等掛金と社会保険料の合計を記入してください。

⑩ **生命保険料控除**▶各支払額の内訳を10-1に記入してください。
新制度（生命保険、個人年金、介護医療）：H24.1.1以降契約
旧制度（生命保険、個人年金）：H23.12.31以前契約

⑪ **地震保険料控除**▶旧長期損害保険料と地震保険料の支払額から求めた控除額を記入してください。旧長期損害保険料の支払額を11-1に記入してください。

⑫ **住宅借入金等特別控除**▶内訳は12-1に記入してください。
国税庁作成の「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。

⑭ **配偶者の合計所得金額**▶配偶者控除又は配偶者特別控除の適用がある場合は配偶者の合計所得を記入してください。

⑮ **国民年金保険料等**▶社会保険料等の控除額（⑨）に含んでいる、国民年金保険料等の金額を記入してください。

⑯ **所得金額調整控除**▶適用がある場合は記入してください。

⑰ **未成年者から勤労学生の欄**▶該当する項目があれば○を記入してください。

⑱ **受給者生年月日**▶元号は漢字で記入してください。

⑲ **個人番号又は法人番号**▶給与支払者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）を右詰で記入してください。

⑳ **摘要**▶
- ５人目以降の扶養親族の氏名を記入してください（１６歳未満の場合は氏名の後ろに（年少）と記入）。氏名の前には括弧書きで数字を付し、個人番号（13-1）との対応関係が分かるようにしてください。
- 中途就職者で前職分を含んで年末調整した場合、他の支払者全ての住所、名称、退職年月日、給与支払額、社会保険料、源泉徴収税額を記入してください。
- 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者、特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名と、氏名の後ろに「(同配)」を記入してください。
- 所得金額調整控除（⑯）の適用がある方で、該当する要件が「扶養親族が特別障害者」または「扶養親族が２３歳未満」であり、⑬の欄にその扶養親族の氏名が記入されていない場合は、「氏名（調整）」と記入してください。
- 租税条約に基づいて課税の免除を受ける者については「○○条約△△条該当」と朱書きしてください。
- 普通徴収対象者は、**普通徴収分仕切紙内記載の切替理由一覧より合致する記号（普Ａ～普Ｆ）を記入してください。**
記号の記入がないものは特別徴収になる場合があります。
- 提出後に誤りが判明した場合は正しい内容で再作成し、**朱書きで「訂正分」と記入してください。**
- 退職手当等の理由により所得税で控除対象とならなかった配偶者及び扶養親族を住民税で扶養控除等の対象とする場合、「氏名（退職所得）」と記入してください。